

## 源氏物語の本文と注釈活動の側面

## ——尋流抄の「二本二……」より——

## はじめに

寛弘五年(一〇〇八)冬には、既に成立していた源氏物語は清書、製本され、草稿本・浄書本と豪華浄書本があった。その後、一条天皇の後宮を中心に、紫式部の縁者や学芸の家に広がった。堀河天皇の康和(一〇九九—一一〇四)頃からは単なる読み物ではなく研究対象になった。平安時代末から鎌倉初期、河海抄という有力な六本があった。二条帥伊房本・冷泉中納言朝隆本・堀河左大臣俊房本・従一位麗子本・法性寺関白本・五条三位俊成本である。このほか多くの伝本があった。一方、転写の間に、本文の乱れがひどくなり、鎌倉時代にはこれを正し、冊定する必要に迫られていた。定家の整定した本を青表紙本、源光行、親行父子の河内本と呼ぶ。

定家は一度書写した本を建久年間(一一九〇—一九七)に盗まれ、その後三十年持っていなかったが、嘉禄元年(一二二五)二月、先年十一月より、家中の少女に書写させて、再び手にすることができた。定家は本文を校訂したとはいえ原典を尊重する態度をとって、みだりに改変しなかった。定家自筆の青表紙本は孫の為世の時代、延慶年代(一二三〇—一三〇八)に行方がわからなくなった。河海抄(貞治年間(一一三六—一二六七)初に成立)や仙源抄(弘和元年(一一三八)頃成立)には定家自筆本を採録するのでその頃まで伝来していたのであろう。

河内本は源光行、親行父子が俊成(元久元年(一一二〇)没)存命中から校訂した本である。完成したのは建長七年(一一五五)であった。二代五十年にわたる偉業である。二十一本を以て校訂した。校訂の目的は、意味の取り易い本文、文法的に正しい本文、文章のよいと思はれる本文等によって底本の本文を改めることにあった、と言われる。

河内本は秘伝的性格の強い本で、鎌倉幕府や南北朝の高貴なあたりと師弟関係を結んで伝授されたい。二条良基・花山院長親・長慶天皇・一条兼良らは河内本を中心にした。河内本が貴顕の間に伝来したのに対して青表紙本を高く評価

したのは了俊であった。彼は『源氏雑説抄』(『師説自見集』応永十五年(一一四〇)成立 所収)に次のように述べている。

凡天下に今源氏物語の号本は河内本・青表紙此二本也、説のかはりたる事はおほからぬ歟、多分同物也、さのみ才覚をいはんとて素寂か注加たる事等多歟、然間定家卿の注には不審・未考など、か、れたる事も有にや、如何様にも詞は青表紙の本猶面白く存也、《源氏雑物抄》

今川了俊は冷泉為秀の門弟で、正徹の師にあたる。了俊・正徹・心敬ら冷泉家の流の人は殊に青表紙本を尊重した。その後、この風潮は宗祇や実隆に受け継がれ、青表紙本が流布することになる。宗祇以後は河内本は衰えていった。

尋流抄は正徹・宗砌に師事した連歌師、日下部忠説が二十一歳の時から十五年間に、二人から聴聞した源氏物語講釈聞書を基に、一条兼良に学んだ有職故実の知識を補足の上、文明十六年(一一四八)にまとめた源氏物語注釈書である。このような師承関係から河内本盛行期における青表紙本受容状況を知る手がかりを求めて、尋流抄の注記にとりあげられる源氏物語本文と注釈活動の関係を考察してみたい。

## 一 異文の指摘方法と本文系統

本文の異文によって意味が変わるのは当然のことで、本文の冊定作業が続けられた間は特に、本文の解釈が厳密に検討されたはずである。源光行・親行が嘉禎二年(一一三六)来続けた河内本が完成する建長七年(一一五五)まで、河内本では解釈と本文批判は同時に行われたので他本との比較検討は盛んであったことが考えられる。定家は書本を書写して青表紙本を作成する際には原典を尊重する態度をとった。本文の異文に配慮したりはしなかったかもしれない。しかし、親行の河内本奥書には、定家が光行の本を以て校合した記述があり、本文の異文に関心がなかったとはいえない。青表紙本の作成は嘉禄元年(一一二五)二月である。河内本と青表紙本ができあがると、両本の優劣は論じられることはあつ

ても細かく他の諸本の異同を見比べることは少なくなる。ところが、尋流抄には、本文の異同に言及するところが多く、しかも、二大系統間の異同にとどまらず、他本に及んでいる。これは、両系統の本文が確立する前の本文冊定作業と同時進行した注釈態度の一面を思わせる、尋流抄の持つ古態かと考え、注目している。注記の中で、異文を指摘する形式は「一本・・・」「家本・・・」「証本・・・」等、一様ではない。引用本文に対立させて示されるそれらの本文を「一本」と総称して取扱う。総計83箇所<sup>(註1)</sup>に指摘がある。これを分類すると次のような結果になった。

A 河内本系17・青表紙本系15・別本系4・独自異文30。

B 河内本と別本5・河内本と青表紙本5・青表紙本と別本2・青表紙本と河内本・別本5

Aは単純な本文系統間に対立がある場合である。具体的に例を挙げてみる。

74 び、らきるたり(帚木四六13) 「本にひ、ちゐたりと有義は何れも同シ」とへは鳥の飛り羽うつと云心也勢て袖をあらけなくあつかふ鉢を云也(註1)あり、他に異文が示されていないので一本は河内本で、他の全本に対立している。

43 引かへしなめならんは(夕顔一〇九8)

六条御息所を云なびけ給て後

なのめならんはいとをしと也(本引かへしたとしへなからんと云もアリ)

一本にいう「引かへしたとしへなからん」の部分の異文は、『源氏物語大成』では、「ひき返し」には異同がなく、「なのめならんはいとをしかしーたとしへなからんはいとをしかるへし河」とある。「はいとをしかしーはいとをしかるへし」の異同は尋流抄が触れていないのでこれを除くと、ここに指摘する一本の異文は「なのめならんーたとしへなからん河」で、河内本系に限られる。

Bは一本の本文が複数の系統に跨っている場合である。次の例は河内本と別本の両系統に属するものである。

45 民部のおもと(空蟬九二13)

(略) 少輔のおもと、云一本あり但多本

民部とあり

「源氏物語大成」校異編を調べると、

民部のおもととせうのおもとと七宮尾大けふのおもとと平少輔のおもとと陽一みんふの少納言のおもとと飯少将のおもとと桃

とある。尋流抄の一本、「少輔のおもと」は、厳密には、別本の陽明家本だけであるが、河内本系の「せうのおもと」も仮名書きにされているものの、その範疇に

あるものと判断した。

この結果をみると、Aの系統間の異同が圧倒的に多く、青表紙本・河内本が確定してからは、本文異同の視点が系統間の差異に向けられたことを示している。ただ、尋流抄の場合、独自異文と見なされる『源氏物語大成』に書載されない異文を30箇所も指摘するのはやはり目を引く。独自異文については別稿に譲り、主として、青表紙本を一本とする場合を考察する。

## 二 「一本」が青表紙本の場合の引用本文

青表紙本を高く評価した、冷泉家流の正徹とその門人の宗砌、この二人に師事した日下部忠説の聞書を主たる資料にする尋流抄が本文を青表紙本にとるのは理解しやすい。逆に、前の分析結果に、一本として単純な青表紙本系が15箇所あるのは気になる。青表紙本を一本として掲げる場合は引用本文は他の系統の河内本か、別本であることが想像されるが、必ずしもそうではなく、系統内の本文を取出して対立させることもある。

一本が青表紙本系に限られる15の、注釈対象になっている引用本文の内訳は次のようになる。

### A 系統的対立

#### ① 河内本系

#### ② 河内本系と別本系の一部

#### ③ 別本系

#### ④ 独自異文

### B 系統内対立

#### ⑤ 青表紙本系の一部

#### ⑥ 青表紙本系の一部と河内本系

#### ⑦ 青表紙本系と河内本系と別本系の一部

Aは青表紙本以外の他系統の本文を採用、青表紙本系の本文を一本として指摘するものである。明らかに青表紙本を視野に入れながら、他系統の本文を引用本文にするので青表紙本重視の基本的な姿勢の矛盾、本文評価に振れがみられる。このような整合性を欠く現象が生じた原因を考える必要がある。

Bは⑤に象徴されるように青表紙本系内における対立である。各本文間における個別の対立現象であるから、系統的観点よりは下位の現象であるが、尋流抄の依拠本文、忠説の所持本を推定する資料を提供することもあり、軽視はできない。例えば、⑤は一例で、数量的には取るに足りないけれども現象は興味深いので例

示してみる。

81 琴のねならねと（少女六七九） 証本には琴のねならねと、あり  
 この異文は『源氏物語大成』校異編によると次ようになってる。

琴のかむーさんのねーさんのこゑ河一讚陽保一秋麦阿  
 「琴」の読み方は定かでないが、「・・・のね」の本文は三条西家本に限られ、青  
 表紙本の中で孤立した異文である。忠説所持本が三条西家本に近かったことを示  
 す。そのせいか、編者忠説も青表紙本証本は「琴のかん」であることを注記した  
 のであろう。

### 三 引用本文が先行注釈書の影響を受けた場合

元に戻って、河内本を引用本文にとる場合を具体的に考察してみる。次の例は  
 先行注釈の影響を受けて本文が河内本になったことが考えられるものである。

78 た、はしきかんだから（濔標四九九11）

厳重の神宝也いづくしきと云

本モアリ

ここにとりあげられている本文の対立は「た、はしき」―「いづくしき」である。

『源氏物語大成』校異編に、

いづくしき―た、わしき河

とあって、底本の大島本に対して河内本にのみ異文がある、系統的対立である。  
 尋流抄は河内本を敢て採り、青表紙本を含む他の諸本を一本の形で書載する。青  
 表紙本重視の編者忠説の立場、青表紙本・別本を含む多数の本文が、「一本」とさ  
 れる、系統的優劣論の観点から見ても、河内本を引用本文に採らなければならぬ  
 理由は見付けにくい。本文選択の視点が別ところにあることが考えられる。その  
 一つが先行注釈書の影響である。

河海抄には、

た、はしき神たからともを（濔標四九九11）

厳重也 或本いづくしきと

あり同心也 糺ツクシキ《河海抄》

とあり、尋流抄とは少し異なるが、「いづくしき」を対立本文にとりあげているこ  
 とに変わりがない。仙源抄にも異文の指摘がある。

8 た、はしきかむたから（濔標四九九11）

厳重也糺ツクシキ愚案定本にはい

づくしきとあり《仙源抄》

これによると「いづくしき」の本文を長慶天皇は「定本」即ち、定家本とお考え  
 のようである。その検討をする前に、河海抄と仙源抄の注を比較すると、「た、は  
 しき」の語義を「嚴重也」と解する点および「糺」の字を宛てて、片仮名で読み

を付すところは全く同じであるから、天皇は河海抄を参照されたのであろうか。

「た、はしき」の語義に限ると、更に遡ることができる。

・ た、わしきかんだからをもつ、けと云事（濔標四九九11） 厳重事也

糺ツクシキ定奉事也今案《異本紫明抄》

・ た、わしきかんだから（濔標四九九11） 厳重事也 糺ツクシキ《紫明抄》

このように、「た、わしき」の語義を「嚴重」の意味に解し、「糺」の漢字を宛  
 てるのは河内方源氏学に通じているが、異本紫明抄が、「糺」の字を宛て、「素  
 寂」の出典表記をして採録する。紫明抄もこれを引継いでいる。異本紫明抄に引  
 かれる素寂説は、素寂の初期の注で、紫明抄が素寂によってまとめられ將軍久明  
 親王に献上される、永仁二年（一一九四）より遙か前、異本紫明抄の成立する建  
 長五年（一一五三）から文永四、五年（一一六七、八）以前に素寂によって諸注  
 集成され、「素寂釈」とでも称すべき形になっていた、と言われる。河内学派内の  
 対立（「親行―聖覚―行阿」対「素寂―素因」）、異本紫明抄が殊更素寂説を明記す  
 ることから推測すると、素寂の誇る自説であった可能性がある。河内学派を統一  
 する立場にあった四辻善成は素寂説を河海抄に採り入れたのであろうか。

このように、河海抄の採録する「た、はしき」の語釈は、素寂に始る、河内学  
 派の傍流の注である。ただ、当面問題にする本文の異同は河海抄の指摘が最初で、  
 先ほど述べたように、河内本の内部には異同はない。素寂が所持した河内本（家  
 本）も親行の河内本証本も「た、は（わ）しき」だったのである。異文の呼び  
 方も、「或本」《河海抄》・「定本（定家本）」《仙源抄》・「・・と云本」《尋流抄》  
 と統一されていない。河海抄や尋流抄が不特定な「或本」、「・・と云本」とい  
 う呼び方をするのに対して仙源抄が「定家本」に限定しているのが注目される。定  
 家本が青表紙本を意味するならば、嘉祿元年（一一二五）に完成していた。親行は  
 河内本証本を整理する際に定家本を校訂に用いている。この異文を見ることはで  
 きたはずである。彼らはこれを捨てたが、河海抄・仙源抄の時代になって改めて  
 みなおされることになったのである。源氏学派の統一機運の一つであろうか。河  
 海抄が定家本の名を出さない点は気がかりであるが、仙源抄の奥書には定家自筆  
 本と「比較」されたことが記してあるので、天皇は定家本を手許に置いて「いづ  
 くしき」の本文を「定本」と断定された。京都から遠くはなれた吉野でのことで  
 ある。多数の本を見比べることは不可能であったかもしれない。「いづくしき」は  
 河内本に對立する青表紙本のほか別本、その他の多本の本文であるから、長慶天  
 皇は手許の青表紙本だけをご覧になったし、善成や忠説が青表紙本含む複数の本  
 をみて、「或本」「・・と云本」と記したのかもしれない。仙源抄には、「定本」の

指摘は他の箇所にもあり、総計52箇所<sup>(注23)</sup>に及ぶ。

ともあれ、引用本文に、河内本が採られ、青表紙本が「一本」として言及される要因の一つを、先行注釈書の影響を受けた結果に求めてみた。このような場合は次の8例である。

紫50・滯78〈河内本〉

紫14・紫82・末139・絵68・野32・霧58〈河内本と青表紙本又は別本の一部を含む〉<sup>(注24)</sup>

これまでの例は河海抄などの有力な先行注釈書の影響を排除できずに、引用本文が河内本になっている例である。しかし、先行注釈書との関係をみると、後世の注釈書のように、原典を尊重して本文を含めてすべてを忠実に引き写す、厳正な態度を貫いた、とはいえない場合もある。その具体的検討は別の機会に譲りたい。

### 三 忠説の所持本は混態本か——「猶以他本紀之」——

もう少し、先行注釈書との関係を取り扱っていく。注の内容は、先行の注釈書の影響を受けていることが考えられるにももかかわらず、本文にはその形跡がないものがある。

67 おぼす所やあらんとつ、ましきを(胡蝶七九二五)

あり心やましき也

この本文異同は、「つ、ましき」―「や、ましき」である。「源氏物語大成」校異編によって関連部分の異文を取出すと、

や、ましきを―やましきヲ陽―やうましきを保―つ、ましきを河麦―つ、ましき阿

のようになる。別本の陽明家本の「やましきヲ」は青表紙本系の「や、ましきを」の「、」の誤脱が、保坂本は「、」の「う」への誤写か、陽明家本の「や」の長音化が想定されるし、阿里莫本の「つ、ましき」は助詞「を」の誤脱であろう。大きくは尋流抄にいう「や、ましき」《青》―「つ、ましき」《河》の系統上の異同にまとめうる。尋流抄は河内本をとって青表紙本を捨てたことになる。しかも、先行注釈書によると思えない特異な例のようである。

・や、ましき(胡蝶七九二五)

心やましき也《河海抄》<sup>(注25)</sup>

・や、ましき(胡蝶七九二五)

わつらはしき也又云かしかましき也《仙源抄》

河海抄も仙源抄も青表紙本系の「や、ましき」を本文にするが、尋流抄の注が河

海抄と同じであるから河海抄の影響の方が大きい。先行注釈書の本文が青表紙本で、編者はそれに気付き確認後、「一本」として書載した。このような過程が考えられる。尋流抄の編者は語義に差を認めなかったのか、言及せずにおいた。『古語大辞典』(小学館)は両語の語義を次のように記述する。

ややまし いっそう心苦しい。いっそう気がとがめる。いよいよ気掛りである。

つつまし ①心が包みこまれるような気がする。イ気後れがする。気が置ける。口遠慮される。はばかりられる。②物事を包んでおきたい。あらわになるのを避けたい。イ周囲が気になる。気がねされる。口人に見られたくない。みっともない。ハ気がひける。恥ずかしい。

「ややまし」の意味の基幹部分は「やまし」にあり、「病む」の形容詞化したもので、「心苦しい」が主たる意味のようである。一方、「つつまし」は「慎む(包む)」から生じた形容詞で、①包込まれる(自動詞)②はばかりる。気がねする(他動詞)に重点がある。「つ、まし」の語義に「心やまし」を宛てるのは少し無理かもしれぬ。「おぼす所やあらんとつ、ましき(や、ましき)を」という文脈では「や、ましき」に内省的な深みを覚える。尋流抄が「一本」の「や、ましき」に心残りを感じた所以であろうか。

先行注釈書の影響を受けずに河内本を本文に採る事実を率直に認めて、青表紙本を評価しながら、今日のように諸本を一度に見て比較検討することができず、手許にある、部分的には河内本本文を含む青表紙本の「家本」に、編者日下部忠説は従わざるをえなかった、と推測しておきたい。

104 さかしら心(若紫一九五七)

進止と書也

万さかしらに夏は人まね篠の

紀之

葉のさやく霜夜にわれひとりぬる証本にはさかしら心ありと有猶以他本可

引用本文は「さかしら心」までに止めてあるが、注に「証本にはさかしら心ありと有」と記している。「あり」の所を問題にしている。「源氏物語大成」校異編には次のような本文異同を載せる。

さかしら心あり―さかしら心あり(つき)御―さかしら(ら)心あり大―さ

かしら(ら)ころあり横―さかしら心あり榊池三―さかしらこ、ろつき河これによると、「あり」について、青表紙本諸本間には御物本が「つき」を併記するだけで、本行に異同はない。河内本諸本は「つき」だけであるから「あり」《青》―「つき」《河》の対立の構図になる。尋流抄はこれを気にして引用本文を両系統共通部分の「さかしら心」までに止めたのであろう。証本に「さかしら心ありと

有」というからには彼の「家本」は「つき」の河内本系の本文を持っていたと思われる。青表紙本証本で校合したのでらうか、信頼すべき証本と手許の「家本」の「つき」を見比べて決断しかねた。「以猶他本可紀之」としてひとまず注釈活動を前へ進めざるをえなかった。「紀」の字は「記」とも読めるので引用文の「さかしら心」の残りを記すつもりなのか、「紀」を「いとすぢをわけ」〔説文〕紀、別紙也《大漢和》に基づき、「改める、質す」と解しうるならば、更に諸本を見て本文を確定することを期したのであらう。忠説所持本の、この本文は河内本系の「さかしら心つき」であった。しかし、所持本を河内本とは認識していなかったはずである。青表紙本証本を見て不安に駆られ、他の本を漁ることにした。「以猶他本可紀之」、この一条に、青表紙本にこだわらず、証本を前に動揺する真摯な姿を見る思いがする。

#### 四 独自異文の発生と注釈活動

青表紙本の本文を尊重し、本文そのものに固執する態度とは相容れないが、注釈活動に関わって本文が変動する例を取上げざるをえない。解釈を重視すれば本文は改変される事態も生じるのだろうか。少し荷が重いが取り扱ってみる。

50をのれふるし給へるいとをしかりきしつほうなる人の（真木柱九五三三）

「本いとおしみにしつほうなる」とあり河海に秋といへばよそにぞ聞しあだ人の我をふるせる名にこそ有けれ此引哥ばかりにてはよくも不被心得花鳥二釈せる分は「本をのれふるせるいとをしみにしつほうと有いとをしと句を切て身にしつほうなる人と河海に注せり即おもふなると云哥をひかれたりおぼつかなしといへり只此儀はひけ黒は実法なる人なればよそ人にならんはいとをしかりきと云心なるべし我身ふるせると云心は我身をふるめかしく思ひて花やき給はぬ人をそゝのかして我かたへ取給と云心也

複雑な注なので本文に直接関係するところから始めたい。異同は二つに類別でき

いとおしみにしつほうなる人と河海に注せり即おもふなると云哥をひかれたりおぼつかなしといへり只此儀はひけ黒は実法なる人なればよそ人にならんはいとをしかりきと云心なるべし我身ふるせると云心は我身をふるめかしく思ひて花やき給はぬ人をそゝのかして我かたへ取給と云心也

前後の本文は次のようになってい

かくすゑにすゝなるまゝ、こかしつきをしてのれふるし給へるいとおしみにしほうなる人のゆき所あるましきをとりよせもてかかしつき給はい

か、つらからぬといひつ、けの、しり給へは（真木柱九五三二）

鬚黒は玉鬘のところから離れず、自宅に戻らなくなった。怒った式部卿宮は娘の北の方を引取った。実家に戻ってきた娘を待受けて、母北の方は今回の悲劇を源氏のたくらみと見て、激しく罵るのであった。点線部の人物関係に解釈の揺れがある。①「をのれ」は鬚黒か、源氏かで分れる。現代の注釈書は源氏で、源氏が、自分の古くした、傷物にした、と解釈する。尋流抄は、我と我身を古めかしく思う、として鬚黒にとっている。②「人」は、「実法なる人」、真面目な人の意味で鬚黒、「（身）にし（忘れ草又は嘆きが）生ふ人」で玉鬘の両様に解する。

a 源氏が手をつけて傷物にしたのを不憫に思つて、律儀な鬚黒をそそのかし、自分で我身を古めかしく、華やかなところのない振舞をする鬚黒を不憫に思つて、律儀な彼をそそのかし、

のような解釈にならうか。

河海抄は引歌を2箇所指摘して注はつけていない。<sup>（注25）</sup>確かにこれだけでは分りにくい。

1 身にしおふなる人の（真木柱九五三三）

つみもなき人をうけへはしのふ草をのかうへにそおふといふなる<sup>伊勢物語</sup>

あしかれと思はぬ山の峰にたにおふなる物を人のなけきは<sup>和泉式部</sup>

2をのれふるし給へる（九五三三）

秋といへはよそにぞ聞しあだ人の我をふるせる名にこそ有けれ（古84）《河

#### 海抄》

順序が逆になっているが、2の引歌は古今集84番歌、相手の不実を嘆く歌である。1の歌も2首ともにやはり不実を託つ歌である。この引歌をみるかぎり、①②ともに玉鬘にとっているようである。古今集84番歌は源氏に捨てられたことを玉鬘が嘆くのに適っている。伊勢物語の歌は源氏を託つ玉鬘を諭す意を持たせる引歌のつもりであらうか。和泉式部の歌は源氏の不実を恨む玉鬘を意味する引歌に思える。

花鳥余情は河海抄の注を批判して次のような注をつける。

25おのれふるし給へるいとをしかりしにしほうなる人の（真木柱九五三三）

河海には「いとをしと句をきりて身にしほうなる人の」とありすなはち引哥に「おふなるとよめる歌をひかれ侍りこれは身にしほうなる人とよまれ侍るにやいとおほつかなししほうは実法なり鬚黒の大將をいへること

はなり《花鳥余情》

にしほうなる人」として、④「身にしほう（身にし生ふ）なる人の」の意味に読み、男性の不実を嘆く、③「生ふなる」に関する、引歌、伊勢物語三十一段・和泉式部の歌が指摘してある。しかし、⑤「しほう」は「実法」で、鬚黒のことであるからこの解釈は認めがたい。批判の要点はこのぐらゐであろうか。尋流抄は花鳥余情の独自注、⑤の「実法」説を補足解説する。

只此儀はひけ黒は実法なる人なればよそ人にならんはいとをしかりきと云心なるべし我身ふるせると云心は我身をふるめかしく思ひて花やき給はぬ人をそのかして我かたへ取給と云心也（尋流抄）

「此儀」は花鳥余情の先ほどの「実法なる人即鬚黒」の解釈である、それに基づいて、河海抄の「をのれふるせる」の引歌、「秋といへば」をも否定する。ということは、源氏が玉鬘を我がものにして捨てたことも否定して、鬚黒の若さに欠ける振舞にしよう。これで何とか辻褄を合わせたい思いであろう。尋流抄の「をのれふるし給へるいとをしかりき。しつほうなる人の（ゆき所あるまじきをととりよせもてかしつき給はいか、つらからぬ）」の解釈は、我身に若さのないことを自認して、華やかな振舞をせぬ鬚黒を、見方を変えれば真面目な男だから、よそ人にするのを源氏は惜しく思った。彼をそのかして自分の方へ取込んで傳くのは、ということであろう。聊か強引な所がある。第一、花鳥余情は「実法なる人」は鬚黒大将である、と明言しているが、「をのれふるし給へる（人）」のことは一言も述べていない。これを鬚黒にきめるのは尋流抄の編者の憶測である。その鬚黒が手から離れることを源氏が惜しんだ、これも同断である。そのうえ「いとをしかりき」（河内本）を「いとをしかりき」に改変して独自異文を作ってしまった。このように言うと、止まる所を知らない改悪の極みのように聞えるかもしれないが、同情の余地がないでもない。「尔」の草体と「支」の草体は酷似している。思いこみが強い時は「に」を「き」に読んで河海抄が途中で投出し、花鳥余情も難しい所は逃げた解釈を、曲りなりにも筋を通した忠説の思いがわかる気もする。異文が生じる過程を勝手に想像するのは不謹慎なことだ。草体の酷似した文字の誤写にしておけばよいかもしれぬ。注釈活動と本文冊定は不可分の行為だ。まして、句の切れ続き、「いとをかしがりに」（河内本）、「いとをかしかりき」（尋流抄の独自異文）声点も絡んでくる。この種の初期注釈活動は計り知れないところがある。かつて素寂は兄親行と河内本の本文一字を争って譲らなかつた。それによって人物像が変わるのが不服だったのだ。

もう一度本文に戻る。前掲『源氏物語大成』校異編には、青表紙本系の「いとおしみに」に対する、河内本・別本の一部の「いとをかしがりに」、この河内本・別

本系の解釈本文の可能性がある、「いとほしがるあまりに」が書載されていた。河海抄は、青表紙本系の本文を「いとおし。身に・。」と読んだはずだ、実は河海抄は引歌をあげただけで注をつけていないのだが、花鳥余情・尋流抄の注は河海抄の指摘する引歌についての解釈である。この引歌を批判して、花鳥余情は河内本の「いとをしがりに（しほうなる人の）」を採った。「いとほしむ」の連用形「いとほしみ」に対して「いとほしがる」の連用形を宛てたのである。この発想を補足したのが別本の「いとほしがるあまりに」であろう。「いとほしがり」が持つ不自然さを覆うために「あまり」を付け加えたことが考えられる。尋流抄は「いとをしかりき。（しほうなる人の）」の本文を創った。形容詞「いとほし」のかり活用、連用形に助動詞「き」の終止形が接続した形を新たに想定したのである。河海抄の「いとほし。身に」の形を念頭において、花鳥余情の「いとほしがりに」を修正する意図があったのかもしれない。結局、この異文の問題は

をのれふるし給へるいとおしみにしほうなる人のゆき所あるまじきをととりよせもてかつき給

の点線部、「いとほしみに」の切れ続きの関係に収斂する。「いとほしむ」の連用形に「に」の付く形が許容されるか、否か、である。源氏物語には、「いとほしみに」がこのほかに1例ある。

女君きえのこりたるいとおしみにわたりたまひて人やりならず心くるしう思やりきこえ給にや（若菜下一一九九11）

紫上が一命をとりとめたのを、源氏が不憫に思うから、女三宮の所から急いで帰ってくるのでは、と紫上が源氏の心中を察しているところであるから、玉鬘を不憫に思うので真面目な鬚黒に嫁がせようとするのと類似した表現である。若菜下巻の場合は単純な文脈で、すぐ後につながるのに、真木柱巻は「しほうなる人の」から「とて」までかなり長い句が挿入され複雑ではある。「いとほしみに」の語法自体にそれほどの問題がないならば、文脈を整理し、把握する読みの力に係ってくる。青表紙本系本文が読めぬことはないから、これの解釈に窮した者が河内本系の本文を冊定した可能性も考えうる。因みに、若菜下巻の該当箇所には異文はない。

青表紙本系の本文を読みこなす試みが河海抄以後も続けられた形跡がある。弄花抄にこの解釈をめぐる注がつけられている。

51す、ろなるま、子かしつきをしてをのれふるし給へるいとおしみにしほう

なる人の行所有まじきをとて（真木柱九五三2） 式部卿北方の詞也 一勸之をのれふるすは我身をすてさる心也 玉かつらをいとおしく思ふよ

りしほうなる人をと也《弄花抄》

「をのれをふるす」は我身を捨去る意味で、玉鬘を愛おしくを思うので実直な人を連合にという意味である、これは今日の解釈とほぼ同じである。「我身を捨去る」の主語が源氏が玉鬘を捨てるのか、玉鬘が源氏を捨てるのか、明確ではないが、古今集凶番歌をふまえるなら、源氏が玉鬘を捨てる、のであろうし、本文の「ふるし給へる」の敬語法からも源氏の行為である。青表紙本は読むことが可能な本文なのである。しかも、「勘」は文明十二年（一四八〇）、肖柏が兼良に尋ねたことの返答書である。これは兼良の解釈なのだ。花鳥余情（文明四年（一四七二））では、兼良は青表紙本による河海抄の注を批判しただけで曖昧な注をつけていた。その教えを受けたことになっている忠説も兼良注の解釈・弁明に苦労したのであった。尋流抄の成立は文明十六年（一四八四）であるが、忠説は花鳥余情成立後、間もなく兼良から遠ざかったと考えられるので、その後の兼良の情報は少なかったかもしれない。いずれにしても花鳥余情の兼良の解釈と「勘」の兼良注の隔りに驚きを感じる。勿論、花鳥余情が河内本を対象にするのに「勘」は肖柏が敢て青表紙本の読みを質した事情は考慮する必要がある。或は、花鳥余情のこの注を真つ正面から取上げる方が野暮なのかもしれない。河海抄の注の批判攻撃が目的で、読みそのものを展開しようとする姿勢が乏しいように見えるからである。

「勘」に示した兼良の解釈は、なぜか細流抄・明星抄の三条西家流の注釈書には引かれないが、一葉抄や休閑抄・孟津抄・岷江入楚に採録されていく。今日の解釈の原形は兼良の「勘」にあると言えよう。

## 五 一本が青表紙本以外の場合——河内本系本文とその批判——

一本が青表紙本以外で引用本文が青表紙本であるのは忠説の学統から考えて当然のことである。しかし、青表紙本を尊重する根拠は必ずしも明確ではなく、定家崇拜に基づくとか、今日からみれば、やや冷静さを欠くところがある。了俊が高く評価した「詞の面白さ」、文学的表現の質の高さであろうか。対立する系統の本文観を参考にして忠説の源氏物語諸本系統論の見識が知りたいところだ。河内本を一本とする場合を取上げる。

68北殿こそ聞給や（夕顔一一六四） 夕兎宿より北隣の人を喚ていふ詞なり  
一本はい聞給ふやと云本アリ其時はいはい人のきかぬをとかむる詞也但  
定家の本には北殿こそと有

ここに指摘される対立は「北殿こそ聞給や」——「い聞給ふや」である。「源氏物

語大成」には、

きたとのこそ——きたとのこそ（えい）御——い河

の異同が示されているのみである。青表紙本系の御物本がミセケチにして河内本系の「い」をとるほかは、「きたとのこそ」であるから、これを斥けるのは本文系統論から順当なところである。本文によって、確かに意味・ニュアンスに違いが生じる。河内本の具体的に個人をさす、説明的表現を嫌ったか、本文系統論を形式的に押しつけたのであろうか。注の文面には、「定家の本」の権威又は信頼を前面に出した本文論の嫌いがある。次の例も同様に考えることができる。

11六条院より御みき御くだ物（行幸八八七） 其次物ヲ参るなり他流の本には御べすみくわろ奉り給とあり御べは賛美物也くわろは火鉢也すみは炭也定家御本ニハみきくだ物と有

定家本は青表紙本、これに対する他流の本はやはり河内本系である。「源氏物語大成」にはかなり複雑な本文異同が示されている。

①御みき御くだ物——御みきもの御くだもの池。②御くだ物——御へともすみ火ろ河保——御いろともすみ火ひ陽。——くた物ひわりこ御へすみひつ麦

①の池田本の本行「御みきものくたもの」は「くたもの」による目移りのために起きた衍字と誤脱で、それを書本により書写後訂正したものか。他の青表紙本との接触結果もありうるが、いずれにしても青表紙本系内部の機械的な異文であろう。河内本内にも異同はない。別本は複雑な様相を呈する。保坂本が河内本に一致するのは河内本が単独本文でない証拠になる。別本系の異文が河内本から派生したことを思わせるのに、青表紙本系と河内本系には、文意に隔たりがあるので、系統間の交渉は考えられない。この「御くだ物」〔青〕——「御へともすみ火ろ」〔河〕、対立は「くだもの（果物）」〔青〕対「へ（賛）とも」・「すみ（炭）」・「火ろ（火炬）」〔河〕で、1語対3語になっている。

狩をするために大原野に着いた帝一行が着換えている最中、源氏から不参の断り書を添えた、陣中見舞の品が届けられた、その品の内容の異同である。本文には、

六条院より御みき御くだ物なとたてまつらせ給へり（行幸八八七）

とある。狩りの陣中見舞の品として、青表紙本系の本文にある「御みき御くだもの」（御酒と果物）と河内本系の品をながめると、酒類は問題がないので、果物にひっかかりがあるのだろうか。源氏物語に、「御酒」と「果物」の取り合せは、次のような例がある。

・御くだもの御みきなと（行幸八九五）

・くたものさかつきはかり（竹河一四七〇11）  
 ・くたものさかな（総角一六三六6）

複数の事例から酒と果物を合わせて差出すことが行われていたことがわかる。行幸巻の場合は内大臣（頭中将）の実母、大宮を訪ねた源氏をもてなす品である。果物が酒席に違和感がないとすれば、狩の陣中見舞にも許されるはずである。青表紙本系の「御くた物」の本文が自然に成立つとすると、河内本系の「御へともすみ火ろ」の全く意味の異なる本文が等価で併存することは理解しにくい。源氏が冷泉帝に、狩の陣中見舞に奉った品、という青表紙本とは別の立場で処理された結果が河内本であろう。この部分は花鳥余情がいうように李部王記を典拠として読まれてきた。

14 六条院よりおほみき御へとも（行幸八八七11） 延長六年の例をうつせり  
 此時六条院は宇多御門の御事なるへしいまの物かたりにも六条院をのつからあひかなふ物なり《花鳥余情》

延長六年の例とは河海抄所引の李部王記

六条院より御みき御へすみ火ろなとてまつらせ給へり

御酒 御贄御にへ也 炭 火炉

李云六条院被貢酒二荷炭二荷火炉一具殿上六位昇之立御前即解一瓶至雉調所  
 宛供御宛公卿料近衛将監（役之）《河海抄》

宇多天皇が贈ったものは酒・炭・火炉であった。果物ではなく、獲物を調理する用具である。河内本文の炭・火炉に対応する。今日の注釈書も青表紙本を採りながら、李部王記を典拠に指摘するが、「御酒」と「果物」の取り合せが特異でないかぎり、青表紙本にその注が不可欠か、判断に迷う。むしろ、河内本は李部王記を典拠とする前提に立って創られた本文のような感がある。この典拠の指摘は素寂に始る。

おほみき御へすみ火ろト云事

三支 御贄御酒 炭 花鑑火炉 素寂 勸文 《異本紫明抄》

これは紫明抄に受継がれていく。

おほみき 御へ

御酒也 御奠

すみ くわろ

炭 火炉

《紫明抄》

今まで、気になりながら触れてこなかったが、六条院（源氏）から届けられた、炭と火炉は李部王記を典拠にすることは明らかとして、もう一つ「御へ」は正体

がはつきりしない。素寂は異本紫明抄で「燠」の字を宛て「噴」と仮名付をして  
 いる。紫明抄では「奠」字を宛る。（異本紫明抄の「燠」はこの字の異体字であらう。）これについて仙源抄に説明がある。

1へ（行幸八八七11） 御・奠也愚案定本には此句なし古今などに御へ  
 といへるは嘗義也いづれもまつる義なれば相違すまじきなり《仙源抄》

大漢和に奠（テン・デン・テイ・デヤウ）は「物を供へて祭る」、嘗は「秋の祭」とある。意味は仙源抄の「まつる」で通じるが「へ」という音との関係は思いつかない。河海抄になると「贄」を宛て始める。「大辞典」（平凡社）は「御贄」を「ミニエ」と読ませ、内膳式の例をあげ、「日本国語大辞典」（小学館）は、日本書紀・太平記の例を示して、意味を「神または天皇にさしあげる食べ物」と記述する。兼良は和秘抄に河海抄の注を踏まえて次ぎように記している。

御へ（行幸八八七11） 御にへ也 くひ物をいふ《和秘抄》注34

やや、卑俗な表現ながら、「御へ」を「くひ物」と解しているのが注目される。「日本国語大辞典」の記述と和秘抄の注を合わせると冷泉天皇へ差し出した食べ物の意味になる。

19 御へ（行幸八八七11） 一禪にへの事也へもしはるとよむへき也《一葉抄》

一葉抄の「一禪」すなわち兼良説は和秘抄に同じく、河海抄の「にへ」説であるが、「へ」をわざわざ「ゑ」と読ませて、「贄」を改めて示唆している。これでも猶河内本文の「御へ」が「御奠（テン、デヤウ）」（紫明抄）・「御贄（ミニエ）」（河海抄・和秘抄）の音訓を持つ語になる過程が理解できない。

もう一度、河内本系の本文に帰る。河内本の異文の形に見える別本系本文に触れてみたい。陽明家本の「御いろともすみ火ひ」点線部、「火ひ」はこのままでは通じにくい。陽明家本のこの箇所「ひ」は現在の通行体で、字母は「比」であるから、これ以外に読めぬ。注35しかし、異文全体としては河内本系であるのは確かであろう。とすると、書本ないし祖本の字母は「日」の可能性がある。その「日」は転写の間に「呂」が誤写された結果とは考えられまいか。「いろ」は「へ」に相当する。ここに異文があるのは陽明文庫だけである。この「へ」が難解であるのは先述のとおりである。この状況から異文が生じることはありうる。後述するが、麦生本は、「御くた物ひわりこ御へ」と青表紙本と河内本の中に「ひわりこ」を入れる。青表紙本の意味は疑う余地がないので河内本の「御へ」に苦しみ、「贄」の解釈である「くひ物」の類想から「ひわりこ」を重ねたのではあるまいか。「いろ」に「種類」の意味を持たせて読んで落着かない。しかも、この「ろ」も先ほどの「ひ」と同様、現存本では、これ以外には読めない。「ろ」がある時期における



「お」の誤認とみて「いお」が許されるなら、「御贅」の具体的内容に「魚」は都合がよい。

こんなことを長々と書のはこれ又不謹慎極まりないことだ。ただ、麦生本の異文、「くた物ひわりこ御へすみひつ」を見ると現存本文と原典の関係を改めて考えさせられる。この異文は青表紙本と河内本を改変した異文を合わせたものであろう。「ひわりこ」は新たに加えられた独自異文、「すみひつ」も「すみ(炭)・「ひつ(櫃)」ならば、「ひつ」は「火炉」に対する異文、もし、複合語の「炭櫃」なら、「炭・火炉」に対する異文である。これほど多様な異文が生じるのは、これらの異文の原形と目される、河内本の「御へともすみ火ろ」に安定感が欠けるためではなからうか。李部王記の記述の影響を受けて成立した可能性が強いことが解釈重視の本文を生んでいった要因であろう。注釈活動と本文冊定作業は表裏一体の関係を持つ。尋流抄の編者忠説はこの河内本を他流の本、定家の本の青表紙本が家本(忠説の所持本)と一致することを仄めかして斥けた。しかし、河内本文に丁寧な注を付けているのは、無視しがたいところがあつたからだろう。解釈本文の傾向を持つ河内本が読まれた時流の中で、定家の本たる故のみを以てこれを探るのは不安だった。弄花抄や細流抄はここに注をつけないので室町後期読み方は不明である。一葉抄が河内本の読みを取上げたのは和秘抄に絡んでか、兼良の読みをそのまま採録したもので、藤正存が河内本を評価したとは思えない。注釈書の引用本文と彼らが読んだ本とは別であったことも考えうる。本来なら、尋流抄のように、「一本」の形で一葉抄も注をつけるべきところだが、注釈書が頻出し、注釈書の引用本文と鑑賞本文とは別のこともある、こんな注釈書の慣行が定着すると、「一本云々」のような丁寧な形式は、これを暗黙の了解事項にして、捨去られたのが実情ではなからうか。

- (注1) 池田龜鑑「源氏物語大成普及版」研究編(昭和六十年九月 中央公論社刊) 八頁。  
 (注2) 弘安源氏論議(弘安三年(一八二〇)成立)。  
 (注3) 池田龜鑑前掲書 一三五頁。  
 (注4) 池田龜鑑前掲書 一四六頁。  
 (注5) 伊井春樹「源氏之雜說抄(師説自見集)所収」(翻刻)『源氏物語以後の物語 研究と資料 古代文学論叢 第七輯』(昭和五十四年十月刊) による。  
 (注6) 拙著『源氏物語 尋流抄』(平成十二年二月 笠間書院刊)。  
 (注7) 池田利夫「新訂河内本源氏物語成立年譜攷——源光行一統年譜を中心に——」(昭和五十五年五月 貴重本刊行会刊) 一三九頁。池田龜鑑前掲書 一五一頁。  
 (注8) 池田龜鑑前掲書 六五頁。

(注9) 明月記の記事。

(注10) 尋流抄の引用は拙著『源氏物語尋流抄』による。

(注11) 校異の表記方法はすべて『源氏物語大成』校異編に準ずる。

(注12) 『源氏物語別本集成 第五卷』(平成四年四月 桜楓社刊) には、きむのーさんの「讃尾」―ナシ「麦阿」。こゑならねと一秋ならねとも「麦阿」とあり、これ以外の異文はない。

(注13) 岩坪健は異本紫明抄が先行注釈書の物語本文をそのまま引用することを明らかにしている。岩坪健「源氏物語古注釈の研究」(平成十一年二月 和泉書院刊) 七頁以下。

(注14) 河海抄・紫明抄は特に断らない限り、『紫明抄 河海抄 玉上琢弥 石山利達校訂』(昭和四十三年六月 角川書店刊) による。

(注15) 岩坪健編『源氏物語21仙源抄(類聚源氏物語抄)』による。以下古注の引用で特に断らないものは源氏物語古注集成本による。

(注16) 岩坪健編前掲書索引編による。同書の奥書に、水原抄五十余巻紫明抄十二巻原中最秘抄二巻の中古人の解尺よりはしめて句をきり声をさすにいたるまで一ふしあるある事をのこさす又定家卿か自筆本に比較して相違の事をかんかへつく、とある。

(注17) 『源氏物語事典』(東京堂出版)下巻の解説には、旧注の要を採って簡明に記す、とある。

(注18) ノリトシム 古典叢書第二期「紫明抄」(昭和五十一年七月 福武書店刊) による。

(注19) 建長五年(一一五三)以後文永四、五年(一一六七、八)頃までに成立した、と言われ。稲賀敬二「源氏物語の研究」(昭和五十八年十月 笠間書院刊) 一〇四頁。

(注20) 稲賀敬二前掲書 一一二・一一八頁。

(注21) 稲賀敬二前掲書 一二四頁。

(注22) 鳳来寺本・東山文庫本奥書には、「…京極黄門定家卿以彼自筆等所擬証本也」とある。『源氏物語大成』研究編 一二六頁。

(注23) 岩坪健編前掲書の索引による。

(注24) 拙著『尋流抄』の巻名を漢字一字で、項目番号をアラビア数字で示した。

(注25) 『天理善本叢書 河海抄』にも異同はない。

(注26) 玉上琢弥編『河海抄』・『天理善本叢書 河海抄』も注をつけていないが、花鳥余情が引用する河海抄には注があつたように読める。

(注27) 句点は私に付た。( )の中の文は『源氏物語大成』校異編により補った。

(注28) 稲賀敬二前掲書 五七頁。

(注29) 動詞「いとほしがる」の連用形「いとほしがり」は、『源氏物語大成』校異編によると6例ある。補助動詞「きこゆ」を伴う、「…いとほしがりきこゆ」が3、「給ふ」を伴う「…いとほしがり給ふ」が2、助動詞「けり」を伴う「…いとほしがりけり」1で、助詞「に」を伴う「…いとほしがりに」の形はない。

(注30) 形容詞「いとほし」の連用形「いとほしかり」は6例ある。助動詞「き」の連体形「し」を伴う「…いとほしかりし」が4、助動詞「けり」の連体形「ける」を伴う「…いとほしかりける」2例で、「…いとほしかりき」の形はない。

(注31) 花鳥余情は河海抄の批正を目的に作成することが序文に断つてある。

(注32) 細流抄・明星抄には

す、ろなるま、こ(真木柱九五三〇) 玉かつらを鬚黒にあはせてまつることは紫上の造意ときこえのある也(細流抄)とある。休閒抄以下は弄花抄を引用する。

(注33) 拙著『尋流抄』では注釈文の「定家卿本ニハみきくだ物と有」の傍線部「みき」が私の不注意から誤脱している。

(注34) 中野幸一編『花鳥余情 和秘抄他 源氏物語古註釈叢刊 第二卷』(昭和五十三年十二月 武蔵野書院刊)による。

(注35) 『源氏物語 八 陽明叢書』(昭和五十五年十二月 思文閣出版刊) 影印版一三頁。  
(平成一二年九月八日受理)